

### 役員紹介

1 ◆役員紹介 JCC理事 関川 俊史

### セミナー

JCC・JETRO共催セミナー  
4 ◆オランダにおけるビジネス・規制環境  
アップデート  
KPMGアムステルフェーン事務所 藤末 亮太

JCC・JETRO・Norton Rose Fulbright法律事務所共催セミナー  
10 ◆GDPRの6年間  
ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所 武藤 まい

### 判例

13 ◆オランダ判例速報

### 時事

16 ◆オランダ時事ニュース

### 医療

18 ◆医療コラム④  
植物と皮膚のトラブル  
JECジャパンクリニック医師 清水(シーケル)美知緒

本誌の掲載内容に関しては、信頼できる情報源から得た情報を掲載するよう十分な注意を払っておりますが、その完全性と正確性を保証することはできません。掲載情報の使用から生ずるすべての問題に対して、JCCは一切の責任を負わないものとします。  
本誌掲載内容(画像、写真、文章等)の無断転載・引用を禁止します。

### 生活

19 ◆オランダB級グルメ探訪

### 大使館

20 ◆アニメコン(AnimeCon)2024への参加

### JCC

JCC活動報告

- 21 ◆アムステルダム国立美術館見学イベント  
ー日本コレクションへのおさそい
- 22 ◆第50回JCC親睦ゴルフ大会
- 23 ◆ホッケー日本女子代表さくらジャパンvs  
オランダ代表との練習試合応援ツアー
- 24 ◆2024年7月JCC臨時理事会報告
- 24 ◆会員の異動

### 広告

26 ◆会員企業広告

発行人： 栗原 広史  
 編集長： 関口 暁彦  
 編集委員：新井 赫 下笠 哲太郎 野田 悠太 東島 豊 布施 優子  
 編集者： 酒巻 史子  
 表紙絵： 小澤 尚  
 発行日： 2024年9月10日

The Japanese Chamber of Commerce and Industry  
 in the Netherlands (JCC)  
 World Trade Center Amsterdam Tower Eight 9fl.  
 Strawinskylaan 935 1077XX Amsterdam  
 Tel: (020) 662 1457  
 Email: info@jcc-holland.nl  
 HP: https://www.jcc-holland.nl

## 役員紹介



### <プロフィール>

関川 俊史 (せきがわ としふみ)  
 IMBV B.V. (ジャパンマリンユナイテッド株式会社)  
 JCC理事・教育部会  
 JCC役員就任：2022年1月



### 1. はじめに

はじめまして。IMBV B.V.の関川です。2021年8月に当地に赴任し約3年が経過しました。今回2回目の当地駐在で、前回は1992～1996年の4年間、同じ会社に勤務しておりました。約30年前のオランダでの業務・生活は今の環境とはかなり異なり、当時通貨はユーロでなく、オランダはギルダー、ドイツはマルク、フランスはフランなど、それぞれの国で通貨が異なり、複数国への出張の際には各国の通貨を持っていかねばならず面倒だったことを覚えています。まだEメールが普及する前で日本との通信はテレファックスと電話で、携帯電話は仕事でもほとんど使われていない時代でした。またカーナビもなく地図を見ながらの運転でした。当時の同僚は、「アントワープ中心地は一方通行が多いので、一回迷ってしまうとそこから脱出するのに1時間は掛かる」と言っていました。

石川島播磨重工業(現IHI)に入社以来ずっと造船業に携わり、新造船・修理船・海洋構造物・造船エンジニアリングの営業に従事し、今に至っています。

### 2. JCC役員としての役割、活動について

2022年1月から前任より引き継ぎ教育部会の理事を拝命しており、JCCの活動にあまり貢献できておらず申し訳ないのですが、教育部会の会合に参加し協議事項の打ち合わせをしたり、日本人学校の卒業式や入学式などの行事に出席しております。また在蘭日本人学校と日本語補習授業校計6校の監事会の監事も兼任しております。



2024年  
ロッテルダム日本人学校  
入学式

2024年  
在オランダ  
日本人合同運動会



私事ではありますが、前回の赴任の際、息子がロッテルダム日本人学校に小学1年生で入学し、1年足らずでしたがお世話になっており、今回ロッテルダム日本人学校の行事に参加し当時と同じ校舎を訪問するのは感慨深いものがありました。



息子のロッテルダム  
日本人学校入学式  
(1996年)



同校校舎入口  
(2022年卒業式)

### 3. JCCについての評価、印象

前回の赴任の際はJCCの活動には関与しておらず、今回が初めてとなりましたが、参加させていただき感じることは、JCCの多岐に亘る活動により在蘭日系企業および日本と関連のあるオランダ企業間の絆を深めていると思います。それは企業としての事業活動だけでなく、オランダでの生活や医療、教育、さらには日本文化の紹介など幅広い分野において貢献しており、その輪が今後も広がっていくことを期待しています。

### 4. 所属している会社について

IMBVは1974年に石川島播磨重工業(現IHI)のオランダ法人として設立され、今年で50周年を迎えました。設立当時はIHI Marine B.V.という社名でしたが、後述の親会社の動向のなかで当時から使っていた略称のIMBVを用いて社名変更し、現在はジャパンマリンユナイテッド株式会社(JMU)という造船専門会社傘下のオランダ法人となっています。日本の造船業は厳しい国際競争のなか統合が進み、大手総合重工業の造船部門が分離・合併した会社がJMUになります。具体的にはIHIの造船部門、日本鋼管(現JFE)の造船部門、日立造船の造船部門と住友重機械の艦艇部門が統合した会社です。大型の貨物船を中心に、艦艇、海洋構造物、作業船などの多岐にわたる船舶の建造・修理に携わっています。



JMU建造 コンテナ船



JMU建造 VLCC船



JMU建造 パラ積船



JMU建造 SEP船

IMBVは設立当初から欧州において船舶の修理・メンテナンスサービスを提供することを主な生業としており、ロッテルダム港を中心に欧州内の主要港、さらには地中海、中東、南アフリカなどで船舶修理サービスを提供しています。小さい会社ながら、オランダ人、日本人、フランス人、韓国人、中国人、アフガニスタン人の多国籍なメンバーです。オランダの事務所に加えトルコ・イスタンブールにも事務所を設けており、同様の船舶修理サービスを行っております。当初はロッテルダム市内に事務所を構えていましたが、中心部に事務所を置く必然性が薄いため、ロッテルダムの東隣りのカペレ・アーン・デン・エイセル(Capelle aan den IJssel)という小さな市に事務所を移転しました。



社内クリスマスパーティーにて

## 5. オランダでの生活

2021年8月にコロナが一時収まってきたときに当地に赴任しましたが、その後コロナがまたぶり返し、しばらくは社員の在宅勤務が続く中、一人で事務所に出てきていたようなスタートでした。

もともと多趣味ではないのですが、唯一テニスは継続的にやっており、こちらに来てテニスをする機会が減るかと思いましたが、はくよう会という親睦団体のテニス部があり、そのメンバーと頻度多くテニスをしています。昨年ははくよう会テニス部としてアムステルダム日本サークル対抗戦に参加し、アムステルダムの皆さんと久しぶりに緊張感のある試合をさせていただきました。



アムステルダムでの日本サークル対抗戦にて

またアムステルダムだけでなく、ハーグのサークルの皆さんとも親睦試合を行いテニスを楽しんでいます。オランダのトーナメントにも時々参加して、日本人とは少しプレイスタイルの違うオランダ人との試合も楽しんでいます。



ハーグのチームとの親睦試合時



オランダのトーナメント参加時の様子



さらに日本ではなかなか観ることができないトッププレイヤーが参加するATP/WTAツアーの試合も観戦することができ、間近で迫力のあるプレイを見られたよい機会でした。



ABN AMRO Open  
シナーvsチチパス戦



Libema Open  
大坂なおみ選手

また自分ではプレイしないのですが、ラグビー観戦も趣味で、昨年フランスでのラグビーワールドカップを日本の友達と一緒に観に行きました。トゥールーズ(Toulouse)での日本vsサモア戦で日本が勝利した試合を観ることができました。トゥールーズはフランスのなかでもラグビーが



ラグビーワールドカップ2023  
日本vsサモア戦(トゥールーズ)

盛んなところで、赤白の桜のユニフォームを着て歩いていると、フランス人が「日本頑張れ！」と声を掛けてくれました。日本代表の齋藤直人選手が今シーズンからトゥールーズのチームでプレイすることになり、こちらもフォローしていきたいと思います。

前回の駐在の際はまだ幼い子供がおり、あまりたくさん旅行ができなかったのですが、今回は日本から行きにくいところを中心に旅行を楽しんでいます。フランスのモン・サン=ミッシェルを訪れた際に、朝霧に浮かぶ島は空中に浮かんでいるようで、まるでジブリ映画に出てくる天空の城ラピュタのようでした。



朝霧の中に浮かぶ  
モン・サン=ミッシェル



クロアチアのドブロヴニク(Dubrovnik)にも行きましたが、世界中から観光客が押し寄せて大変な賑わいでした。1994~1996年にドブロヴニク、ザダル(Zadar)、スプリト(Split)、シベニク(Sibenik)などに所在するクロアチアのお客さんを何度か訪問しましたが、その時はまだクロアチアはユーゴスラビア解体に伴う戦争がほぼ終結した直後で観光客は全くおらず、ドブロヴニク旧市街でも銃弾の跡があちこちに残っているような状況でした。今回モンテネグロのコトル(Kotor)やボスニア・ヘルツェゴビナのモスタル(Mostar)にも行きましたが、いずれも観光地として賑わっており、戦争の爪痕は感じませんでした(ガイドの人は風化させないためか、戦争について色々話をしていました)。



ドブロヴニク旧市街



コトル(クロアチア)



ボスニア・ヘルツェゴビナ モスタル近郊にある滝

事務所のあるカペレ・アーン・デン・エイセル市は、名前の通りアイセル川沿いにあり、自然に囲まれたのびりしたところです。チーズで有名なゴーダからも近く、少し南に下ると世界遺産のキンデルダイクがあります。キンデルダイクでは毎年9月第1週頃に風車のライトアップが行われ、昼間見る風車とは趣が異なり非常に綺麗です。この期間はキンデルダイクにある老舗の造船所Royal IHCの駐車場が利用できます。このライトアップはあまり知られていないようですが、一見の価値ありですので是非お勧めします。



キンデルダイクの  
ライトアップ

2024年6月28日(金)、JCC・JETRO共催セミナーを開催いたしました。当日のプログラムは以下のとおりです。

1. サイバーセキュリティリスク、Network and Information Security Directive (NIS2)及びDigital Operational Resilience Act (DORA)  
 Ronald Heil (Partner)、Ali Alam (Senior Manager)、Meret Keeris (Senior Tech Consultant) (いずれもKPMGオランダAdvisory)
2. サプライチェーンマネジメントに影響を与える地政学リスク  
 Ramanathan Venkataraman (Associate Director、KPMGオランダAdvisory)
3. サステナビリティ関連規制のアップデート及びCorporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD)  
 岩井美緒 (Manager、KPMGオランダAdvisory)
4. オランダ税務最新情報  
 Noud de Groot (Senior Manager、KPMGオランダTAX)

以下、それぞれのテーマで解説した内容を要約して報告いたします。

1. サイバーセキュリティリスク、Network and Information Security Directive (NIS2) 及びDigital Operational Resilience Act (DORA)

<Network and Information Security Directive>

Network and Information Security Directive (NIS2) は2016年から適用されているNISの改訂版となります。NISと比較し、対象セクターが大幅に拡大されました。また、EUからのより強い監督、より広範囲に及ぶルールに改正されています。ルール強化の背景としては、IT (Information Technology) 及びOT (Operational Technology) 環境の融合が進み、より甚大な被害につながる物理的なサイバーセキュリティ被害が増加していることが挙げられます。適用時期については、2024年10月17日までにEU加盟国において国内法制化され、その後適用されます。主な要求事項はガバナンス要件、リスク管理要件、レポート義務で構成されています。

当該指令は、セクターを2つの附属書に分けています。附属書Iに該当するセクターは、年間総収益と従業員数に依りて、主要 (Essential) もしくは重要 (Important) となる社会的重要度の高いセクターです。附属書IIは、年間総収益と従業員数が一定の基準値を超える場合に、重要 (Important) となるその他の重要なセクターについて規定しています。どちらのカテゴリも、同じセキュリティ要件に準拠している必要があるものの、主要カテゴリは積極的 (Proactive) な監督下に置かれている一方で、重要カテゴリは、NIS2指令への非準拠に係るインシデントが報告された場合にのみ監視下に置かれます(Reactive)。規制に準拠しない場合の最大罰金額は、主要カテゴリの場合はEUR10million又は全世界年間売上高の2%、重要カテゴリの場合はEUR7million又は全世界年間売上高の1.4%のいずれか高い額となります(下図)。

**Annex I**  
 Energy, Transport, Health, Drinking Water, Space, Public Sector, Financial market infrastructure, Banking, Digital Infrastructure, Waste Water, Service Management

**Annex II**  
 Postal Services, Food, Waste Management, Research, Digital Providers, Manufacturing, Chemicals

**Essential | Proactive Supervision**  
 • Annex I Large Enterprises >€50m annual revenue; 250+  
 • Qualified Trust Service Providers, Top Level Domain (TLD) Name Registries, DNS Service Providers  
 • Public Administration Entities  
 • Operators of Essential Services (Incl. 2016/1148)  
 • Member State Selected Entity  
 Essential entities → €10m or 2% of total annual turnover\*

**Important | Reactive Supervision**  
 • Annex I - Medium Enterprises >€10m annual revenue; 50+ employees  
 • Annex II - Medium and Large Enterprises  
 • Member State Selected Entity Any size; selected based on risk profile  
 Important entities → €7m or 1.4% of total annual turnover\*

\*depending on which is higher

サプライチェーンに及ぼす影響について、自社がNIS2の対象でない場合においても、NIS2の対象となる企業と取引関係がある場合、契約書においてNIS2に対応した条項が付記されることが見込まれます。当該条項に違反した場合、罰金が割り当てられる可能性があります。

NIS2対応における特に大きな課題は、インシデントが発生した場合の期限内での通知義務です。重大インシデントを認識してから24時間以内に、重大インシデントが不法行為もしくは悪意のある行為によって引き起こされた疑いの有無、または国境を越えた影響を及ぼす可能性の有無を含め通知する必要があります。重大インシデントを認識してから72時間以内に、24時間以内に通知した情報の更新と重大なインシデントの初期評価 (重大度とその影響を含む)、および可能な場合は、IoC (セキュリティ侵害インジケーター) を通知する必要があります。最後に重大インシデントを認識してから1ヵ月以内に最終報告書を提出する必要があります。

NIS2に対応するためには段階的なステップを取ることが望まれます。ステップ1では拠点、所在地、製品/サービス及びサプライチェーンを分析し、NIS2の対象となるスコープを決定します。ステップ2はギャップ分析です。NIS2の要求事項と既存のガバナンス、ポリシー及びオペレーションの比較分析 (ギャップ分析) を行います。ステップ3はギャップ分析の結果をロードマップとしてまとめ、短中長期のアクションプランを作ります。ステップ4はロードマップに基づき各アクションプランを実行に移します。

<Digital Operational Resilience Act>

Digital Operational Resilience Act (DORA) はICTの中断やサイバー攻撃に対する適切な対応を経営者が保証することを求めています。DORAの主な対象範囲は、ガバナンス要件、情報交換、サードパーティリスク管理、ICTリスク管理、インシデント報告、オペレーショナルレジリエンス検証となります。

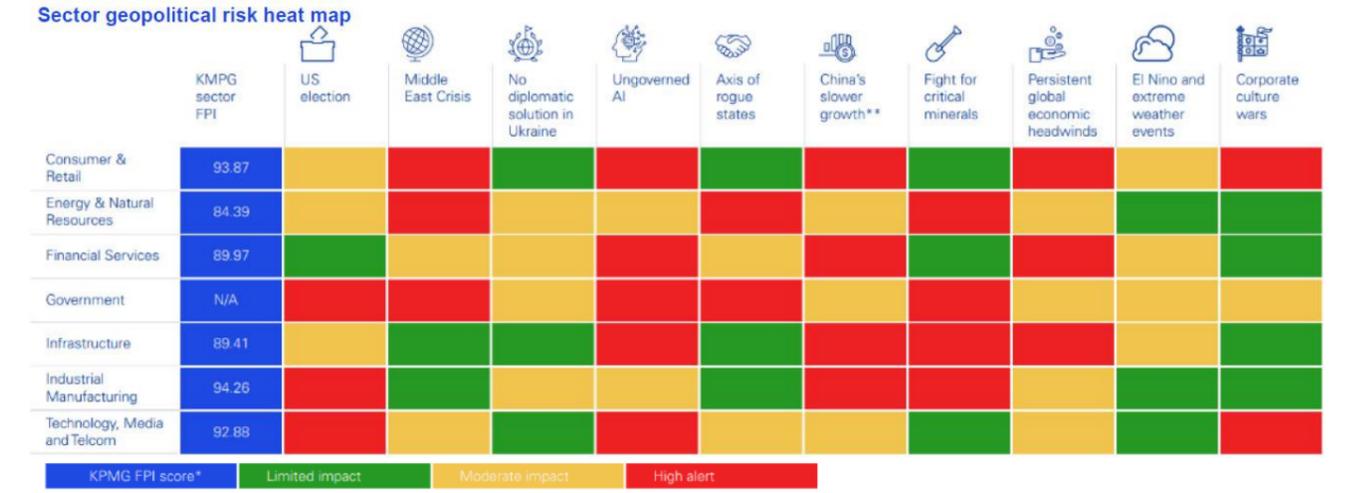
DORAへの対応に関する各社の状況ですが、対応の遅れ、要件と範囲の過小評価、ICTリスク管理、インシデント報告、サードパーティリスク管理の成熟度が低い状況にあります。この根本的な原因としては、基礎的な側面が十分に整備・実装されていないことが要因と考えられます。例えば、ICTリスクコントロールフレームワーク、デジタルオペレーショナルレジリエンス戦略、アウトソーシングポリシー等の不足です。特にサードパーティリスク管理は、サービスプロバイダーとの契約上の取り決めの修正を必要とするため、困難かつ時間が掛かる項目となります。

<まとめ>

サイバーセキュリティ及びデジタル領域での規制は数多く存在し、さらに今後増える見込みです。各規制の要求事項は重複する部分もあるため、まずは共通する基礎的な側面を強化しつつ、各規制が個々に要求する事項への対応を最小化しながら対策を進めることが、効果的かつ効率的なアプローチであると考えられます。

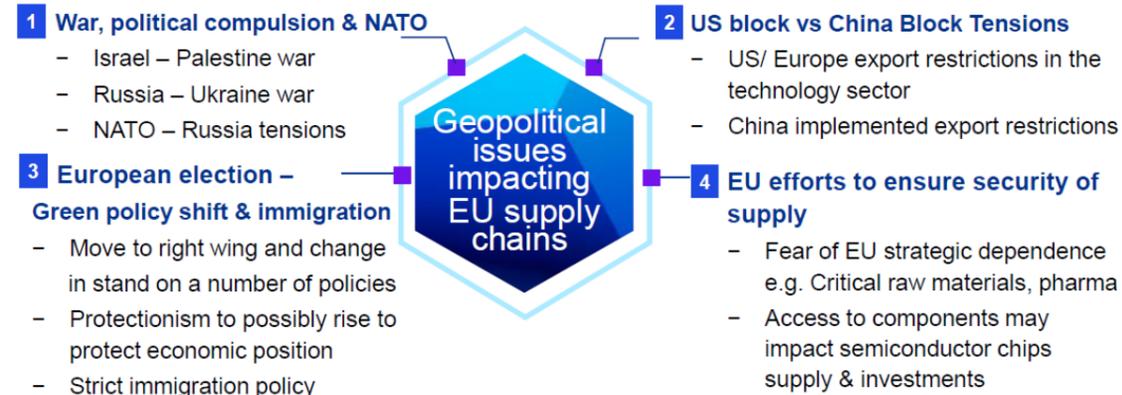
2. サプライチェーンマネジメントに影響を与える地政学リスク

近年、ロシアによるウクライナ進攻、ガザ地区での紛争、米中対立の深刻化により、地政学リスクが高まっています。その結果、貿易規制件数は著しく増加しています。そのような中で米中両陣営にとってのコネクターカントリー (ベトナム、メキシコ等) を経由する取引、投資が増えています。各地政学リスクが各セクターに与える影響程度は下図のヒートマップにより示されます。米国選挙、中東紛争、ウクライナ紛争、統制されないAIの開発等様々なリスクがあり、各リスクは各セクターによって影響度が異なることが見込まれます。



\*KPMG Financial Performance Index (FPI) measures the financial health of individual companies. It is based on an initial pool of more than 40,000 companies globally and identifies those companies, sectors, regions, countries, and territories that are performing well and those that are underperforming. FPI scores range from 0 to 100, with 100 representing the highest and most favorable score.  
 \*\*The risk is about the major role that the Chinese economy has played over the last 15 years in driving global economic growth and how slower Chinese growth rates going forward might have an important impact on global growth prospects. Over the past decade and a half, China has been a major driver of the world's economic growth, accounting for 35 percent of global nominal GDP growth.

紛争関連（ガザ地区紛争、ロシア/ウクライナ紛争、NATO/ロシア間の緊張）、米中両陣営の緊張の高まり（特にテクノロジーセクター）、欧州選挙（右派ポピュリズムへのシフト）、EUの安定調達施策（重要な原料、医薬品等への戦略的依存関係の脱却、半導体チップ確保）が、EUに所在する企業のサプライチェーンに影響を与えうる地政学リスクとして挙げられます。



具体的には、紛争関連であれば、紛争地域の港及び海路の利用不可に伴う輸送の乱れ、輸送コスト増加、原料供給の不安定化、保険料の高騰などが想定されます。米中陣営の緊張の高まりに関しては、希少鉱物や半導体の輸出規制が中国より課され、重要な原料の不足を引き起こしています。欧州での右派ポピュリズム政党の台頭に関しては、環境政策及び移民政策に影響を与えることが想定されます。EUの安定調達施策に関しては、戦略的依存の解消を目的として、国家援助、備蓄、規制介入（Critical Raw Material Act、Health Emergency Preparedness and Response Authority等）を通じた政策的な市場誘導に伴い、取引が規制される可能性があります。

世界のグローバル化またはローカライズ化の変化を正確に予測することはできません。このような不確実な状況の中で、企業はサプライチェーンモデル、在庫保有方針、輸送方法、関税障壁、サプライヤーとの関係、テクノロジーの観点でサプライチェーンを検証することが望まれます。一方、サプライチェーンの分散・複雑化は、需要と供給のミスマッチ拡大、製品納入遅延、コスト増加等のトレードオフとなります。

当該ジレンマを最小限に抑えながら、サプライチェーンのレジリエンスを高めるため、ビジネスモデル自体の見直し、複雑化するサプライチェーンの管理手法、サプライチェーンの可視化及びサプライヤーとの関係性の見直し、付加価値をベースとしたサプライチェーンの見直し計画、ベストプラクティスに基づくオペレーション標準化を検討することが望まれます。

### 3. サステナビリティ関連規制のアップデート及びCorporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD)

世界各国において、サプライチェーン全体に対する人権及び環境への監督及び説明責任を求める規制の導入が進んでいます。EUにおいては、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を始め、人権・環境への影響評価及び対策を求めるEUバッテリー規則、欧州森林破壊防止規則（EUDR）、持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）、炭素国境調整課税（CBAM）等、欧州域内での活動にあたっては、自社の活動のみではなく、サプライチェーン及びバリューチェーン全体にわたって環境、人権に対するリスク評価・対応及び説明責任が求められます。

Corporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD) は、企業のバリューチェーンにおける実際のまたは潜在的な人権及び環境に関連する悪影響を評価、防止、緩和するため、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施することを求める指令です。CSDDDにおけるデュー・ディリジェンスは「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス（OECDガイダンス）」をもとにしています。CSDDDに基づくデュー・ディリジェンスは、CSRDに基づくサステナビリティ報告の開示事項の一部を構成するとともに、EUバッテリー規則等バリューチェーンにおける人権・環境リスクの評価・対応を求める規則とも親和性が高くなります。また、一部加盟国で先行していたデュー・ディリジェンス規則をEU加盟国全体にわたり標準化することにより、欧州各国で事業活動を行う企業にとってはより要求事項が明確化されることとなります。

対象企業はグループ1～3で定義され、各グループごとに適用開始時期が異なります。詳細は下図のとおりです。

## Companies in scope



デュー・ディリジェンスの対象となるトピックは、人権関連については国際人権章典及び労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に準拠しており、環境関連についてはOECDガイダンスに含まれるトピックを広く整合するとともに、環境関連の様々な国際条約を基にしています。具体的に含まれるトピックは下図のとおりです。



デュー・ディリジェンスに含まれるステップは以下のとおりです。

- 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む
- 人権や環境に対する実際のまたは潜在的な悪影響を特定、評価し、優先順位を付ける
- 悪影響を防止、軽減、または阻止し、必要に応じて是正措置を講じる
- 通知メカニズムと苦情処理手順を確立し維持する
- 講じられた対策の有効性を監視し、デュー・ディリジェンスについて公表する
- パリ協定に沿った移行計画を採択し実施する

CSDDDの対応は企業への負担が想定されますが、CSDDDに準拠したデュー・ディリジェンスシステムを構築することにより、以下のような効果が期待されます。

- リスク評価プロセスが改善され、行政処分又はレピュテーションリスクにもつながりうる、人権及び環境に関連する各種規則への違反の防止
- 堅牢なリスク評価に基づき、より包括的及び対応力のあるESG戦略の立案
- 顧客、投資家等のステークホルダーとのデュー・ディリジェンスに基づく対話が可能となり、ステークホルダーからの信頼の向上
- バリューチェーンから入手される情報及びデータの増加により、CSRDへの対応が進むだけでなく、より広範囲かつ品質の高い情報に基づく経営判断の向上

#### 4. オランダ税務最新情報

国際税務については、統一的・効率的な税務環境をつくるということを一つのテーマとしています(下図)。

<p><b>01</b></p> <p><b>EU Minimum Tax Directive</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— Global and EU implementation of Pillar Two (GloBE rules)</li> <li>— Interaction with subsequent OECD guidance</li> </ul>	<p><b>02</b></p> <p><b>Harmonization &amp; coordination</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— Business in Europe: Framework for Income Taxation (BEFIT)</li> <li>— Debt-Equity Bias Reduction Allowance (DEBRA)</li> <li>— WHT relief: FASTER</li> </ul>	<p><b>03</b></p> <p><b>Misuse of shell entities</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— Unshell Directive</li> <li>— Securing the Activity Framework of Enablers (SAFE)</li> </ul>	<p><b>04</b></p> <p><b>Public Country-by-Country Reporting</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— Implementation deadline: 22 June, 2023</li> <li>— Watch out for early adopters</li> </ul>	<p><b>05</b></p> <p><b>Other topics</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— EU list of non-cooperative jurisdictions</li> <li>— Directive on Administrative Cooperation (DAC)</li> <li>— EU competition control</li> </ul>
---	---	---	---	---

主な内容は以下の通りです。

- Pillar2は、全世界で最低税率課税制度を導入するものです。
- BEFITはEU内での統一ルールに基づき、損益の分配及び税務申告を行う法人税の新たな枠組みです。FASTERは源泉税に関する手続きを簡素化し、適正な税率による確実な源泉徴収及び過払いの場合の迅速な還付が行われるようにするための仕組みです。いずれもEU内でのハーモナイゼーション・プロセスの統一によりコンプライアンスの負担を下げるものです。
- ATAD3はシェルエンティティー、SAFEは複雑で透明性のないストラクチャーを使うことを防ぐ制度で、透明性の確保が求められます。
- PublicCbCRもこれまでの最終親会社とその国の税務当局に提出していたCbCRとは異なり、一定規模の子会社や支店がEU内にある場合には、2024年6月22日開始事業年度以降、その国でウェブ等でのCbCRの開示が必要となります。

Pillar2は、全世界で15%という最低税率課税制度を導入するものです。課税方法としては3段階 (QDMTT、IIR、UTPR) ありますが、オランダはQDMTTを導入しているため、オランダに所在する法人の国単位でブレンドした実効税率が15%を下回る場合にはオランダ国内で15%まで課税されることになります。オランダにおけるPillar2のコンプライアンスは下図の通りです。

Reporting obligation	Reporting deadline	Data points	Important considerations
<p><b>1. GloBE Information Return (GIR):</b> to be filed in each jurisdiction that has introduced the GloBE Rules (unless multiple reporting relief applies).</p> <p><b>2. Local tax return:</b> Separate (self assessment) return may be required at local level</p> <p><b>3. QDMTT Information Return:</b> jurisdictions are permitted to design their own local QDMTT information return that diverges from the GIR - <i>Is not expected for the Netherlands.</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The GIR must be filed within 15 months after the end of the fiscal year which they relate to (18 months for the transitional year)</li> <li>• The Local Tax Return must be filed within 17 months after the end of the fiscal year which they relate to (20 months for the transitional year)</li> <li>• Payment of taxes following the Local Tax Return must be filed within 17 months after the end of the fiscal year which they relate to (20 months for the transitional year)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Outline of the GIR based on July 2023 release:                     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Section 1:</b> Information on MNE corporate structure and high-level summary of GloBE information for each jurisdiction</li> <li><b>Section 2:</b> Information related to application of safe harbours and exclusions</li> <li><b>Section 3:</b> ETR and top-up tax disclosures on jurisdictional and CE-by-CE level</li> </ul> </li> <li>• <b>Could be well over 10,000 data points! Is this data available within the group and where?</b></li> <li>• Equivalent data points may need to be used for QDMTT information return purposes - <i>Is not expected for the Netherlands.</i></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>Dissemination Approach:</b> July 2023 release provides clarifications on which information will be shared with tax administrations globally.</li> <li>• <b>Exchange of information:</b> Further work required for the development of a framework of (bilateral or multilateral) competent authority agreements and IT-solutions (including a dedicated XML scheme)</li> </ul>

GloBE情報申告 (GIR) はデータポイントに記載されているように、グループのストラクチャーや実効税率の計算等に係る情報を申告するもので、原則としては各国で提出が必要となりますが、最終親会社でまとめて提出することも可能です。Local Tax ReturnはQDMTTによりオランダ国内で課税が生じた際に申告するものです。提出期限については、GIRはその事業年度終了から15ヶ月以内 (初年度は18ヶ月以内)、Local Tax Returnは事業年度終了から17ヶ月以内 (初年度は20ヶ月以内) となります。納税も同じタイミングで行います。オランダの通常の法人税の申告期限は事業年度終了から16ヶ月の場合が多いので、同じような時期に提出期限が到来することになり、コンプライアンスの負担が増えると同時に、それぞれ若干期限が異なるので留意が必要です。

ATAD3は、シェルエンティティーに対して租税条約の恩典を与えない制度となります。2021年にDirectiveのドラフトが公表されて以降、現在まで継続的に議論されており、まだ合意には至っていません。結果、適用開始のタイミングも後ろ倒しになっており、2026年中に各国で法制化、2027年から適用開始 (2026年の情報の申告をする) が見込まれています。

オランダ国内法の動向に関しては、5月の4つの政党による連立政権の大筋合意前に出されたSpring Memorandumでは、30%ルーリングについての言及がありました。2024年から30%ルーリングの改正が行われ、20ヶ月毎に20%、10%という形で段階的に非課税枠が低減していく改正が行われましたが、企業等からの反発の声が多いことを受け、30%ルーリングのevaluationを行うことを明言していました。その結果が6月16日に公表され、30%ルーリングが引き続き有効な制度として継続すべきという結果が出ました。

5月の連立政権の大筋合意時には、General Coalition Agreementが発表され、税制改正についての言及もありました。主には次のようなことが言及されています。

- アーニングストリップングルール (いわゆる過大支払利子税制) は、EUR1millionとEBITDAの20%と比較し、高い方を支払利息の損金算入制限としておりますが、EUのアベレージに合わせるべくEBITDAの25%に変更する見込みです。
- 低所得者の所得税の税率の引き下げが検討されています。
- 30%ルーリングについての言及はありませんでしたが、上記の6月のevaluationの結果を受け、2023年以前の制度 (最大5年間30%非課税の恩恵を受けられる) に戻すような改正が行われることが期待されます。

オランダ国内税務は、今後9月に公表されるBudget Planに向けてGeneral Coalition Agreementに記載の内容を中心に議論がされていくことになります。

以上は当セミナーの要約となります。なお記述についてはセミナー開催当時の状況となります。上記に関してご質問等ございましたら、以下までお問い合わせください。

【KPMG アムステルフェーン事務所 グローバル・ジャパニーズ・プラクティス】  
 藤末 亮太 FUJISUE Ryota 日本国公認会計士 Email: fujisue.ryota@kpmg.com  
 雲内 聡 UNNAI Satoshi 日本国税理士 Email: unnai.satoshi@kpmg.com



開会のご挨拶  
JCC副会長・投資事業環境部会長  
JETROアムステルダム所長  
下笠 哲太郎氏



KPMGオランダ  
藤末 亮太氏



KPMGオランダAdvisory  
Ronald Heil氏



KPMGオランダAdvisory  
Meret Keeris氏



KPMGオランダAdvisory  
Ali Alam氏



KPMGオランダAdvisory  
Ramanathan  
Venkataraman氏



KPMGオランダAdvisory  
岩井 美緒氏



KPMGオランダTAX  
Noud de Grood氏



KPMGオランダ  
雲内 聡氏



閉会のご挨拶  
KPMGオランダ  
Cees van der Helm氏

## JCC・JETRO・Norton Rose Fulbright LLP共催セミナー GDPRの6年間

ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所 アムステルダムオフィス  
ユリアン・ヤンセン、ナオミ・シューイテマ、武藤まい

2024年6月18日(火)に開催しました表題のセミナーについて、下記の通り要約を報告いたします。

### 1. GDPRの簡単な紹介

EUデータ保護指令95/46/ECに代わるGDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国で適用されています。GDPRは説明責任を重視し、同意と透明性に関する規則をより厳格にしました。また、個人（「データ主体」とも呼ばれます）の権利を大幅に強化した上、その広範な域外適用のため、世界中のデジタル環境に大きな影響を及ぼしました。GDPRが個人データ処理に関し導入した主な原則には、公平性と適法性、特定かつ正当な目的のためのデータ取得、並びにデータの適切性、非過剰性、正確性、および最新性の確保などが含まれます。さらに、個人データは必要以上に長期に亘り保存すべきではなく、個人データを保護するために適切な技術的・組織的措置を講じる必要があります。GDPRはまた、移転先の国が適切なレベルのデータ保護を確保していない限り、EEA域外への移転を制限しています。

GDPR上の「個人データ」の概念は非常に幅広く、直接的または間接的に個人を特定できるあらゆる情報が含まれます。氏名、住所、所在地、健康情報、オンライン識別子（IPアドレスなど）はすべて個人データです。さらに、GDPRは、個人データの中に幾つかの「特別なカテゴリー」を設けています。これら特別なカテゴリーの個人データは、その高い機密性のため、より高度な保護が必要となります。特別なカテゴリーの個人データには、遺伝子データ、バイオメトリクスデータ、健康データ、政治的意見に関するデータなどがあります。

GDPRは、「管理者」と「処理者」を区別します。管理者は、個人データ処理の目的と手段を決定し、処理者は管理者に代わって個人データを処理します。管理者は、データが特定された正当な目的のために使用され、正当な処理の根拠（後述）に依拠できることを含め、GDPRのすべての基本原則を確実に遵守しなければなりません。管理者は、個人データの処理について個人に通知すること、データ保護影響評価を実施すること、処理活動の記録を維持することなど、特定の義務を負います。処理者は、管理者の指示に従ってのみデータを使用するよう制限されています。処理者は、処理活動の記録を保持し、個人データを保護するために十分なセキュリティ対策を講じるなど、より限定された義務を負います。データ管理者とデータ処理者は、GDPRを遵守するために「データ処理契約（DPA）」を締結します。GDPRは、処理者は管理者の指示に基づいてのみ個人データを処理できること、管理者は処理者を監査する権限を有することなど、DPAに盛り込むべき契約条項を規定しています。最終的に、DPAは、データ処理者が遵守を怠ったり、データを誤って取り扱ったり、データ侵害の被害に遭ったりした場合に、管理者を法的に保護することが可能です。

個人データは、GDPRの下で利用可能な6つの正当な処理事由（法的根拠）、すなわち①同意、②契約の履行、③法的義務、④重要な利益、⑤公的任務、および⑥正当な利益、のいずれかに基づいて処理されなければなりません。法的根拠は、処理が行われる前に決定され、文書に記録されなければなりません。同意、契約の履行、法的義務、および正当な利益は、最も一般的に依拠され、GDPRはこれらのそれぞれについて特定の要件を規定しています。例えば、同意は、十分な情報を提供された上で、自由に与えられた（個人と管理者との間の力の不均衡によるものも含め、個人が圧力を感じるべきではないという意味）、具体的かつ明確なものである必要があります。また、正当な利益は、個人の利益および基本的権利が管理者の正当な利益に優先しない場合にのみ依拠することができます。さらに、GDPRは、個人が自身の個人データを管理できるようにすることを目的として、個人の権利をいくつか導入しました。個人は、通知を受ける権利、アクセス権、修正権、抹消権、処理制限権、データポータビリティ権、異議申立権、および自動意思決定とプロファイリングに関する権利を有します。近年、アクセス権は（雇用）紛争において証拠を得るために（誤って）使用されることが多くなっています。

GDPRの下では、EEA域外への個人データの移転は、個人データがどこにあっても同じレベルの保護を個人が受けられるよう、特定の要件を満たす必要があります。カナダ、日本、英国を含むEEA域外の一部の国は、その法的枠組みが十分な保護を提供しているとみなされ、欧州委員会から十分性認定の決定を受けています。このようなステータスを持たない国へのデータ移転については厳しい要件が課されており、GDPRと同様の保護基準を確保するためにEU標準契約条項（SCC）を締結するなどの必要があります。認定された米国組織への移転を認めたEU・米国プライバシーシールドは、米国の課報機関による個人データへのアクセスへの懸念から、シュレムスII事件で2020年7月にEU司法裁判所によって無効とされました。同裁判所はSCCを支持しましたが、SCCが十分な保護を提供しているかどうかを評価するためいわゆる「移転影響評価」を実施し、そうでない場合には追加のセキュリティ措置を実施することを義務付けました。

プライバシーシールドの無効化後、米国への移転は上述の厳しい要件の対象となりました。幸いなことに、新しい大西洋横断データ保護枠組みが設立され、2023年7月に有効な移転メカニズムとして欧州委員会によって承認されました。米国に拠点を置く組織は、米国商務省に対して同枠組みの原則を遵守することに同意することを自己認証することにより、この枠組みに自主的に参加することができます。一旦組織が自己認証によって遵守するとの約束を公言すれば、この約束は米国内法の下で執行の対象とすることができます。従来のプライバシーシールドとの主な違いは、米国がシュレムスII事件でEU司法裁判所が提起した懸念に対処するため、特に情報機関による個人データへのアクセスを制限することでその法的枠組みを変更したことです。これにより、移転影響評価に基づくリスクも低下し、SCCに依拠することもより容易になりました。

ここ最近、個人データ侵害が増加しているのが残念な傾向です。個人データ侵害には、①秘密性の侵害（無許可または偶発的な、個人データの開示または個人データへのアクセス）、②完全性の侵害（無許可または偶発的な個人データの改ざん）、及び③可用性の侵害（無許可または偶発的な、個人データへのアクセス喪失または個人データの破壊）の3種類があります。個人データ侵害が発生した場合、いくつかの重要な措置を講じる必要があります。処理者は、管理者とのDPAに従って、管理者に個人データ侵害を通知する義務があります。管理者は、個人データ侵害が権利と自由に対するリスクにつながる可能性が低い場合を除き、個人データ侵害に気付いてから72時間以内に監督当局に通知する義務があります。個人データの侵害が個人の権利と自由に対する高いリスクにつながる可能性がある場合は、侵害を個人に対しても通知しなければなりません。さらに、GDPRは、個人データ侵害が通知対象でない場合であっても、個人データ侵害の記録を維持することを義務付けています。最後に、データ侵害発生後、今後同様の侵害が起こらないよう、技術的および組織的な追加措置を実施すべきかどうかを評価しなければなりません。

### 2. 動向と今後の展望

2023年5月、欧州データ保護会議（EDPB）は、GDPRに基づく行政上の制裁金の計算を調和させるため、ガイドライン02/2022を制定しました。このガイドラインは、異なる監督当局によって課される制裁金の顕著なばらつきに対処するものです。これまでは、制裁金額が大きく異なり、数億ユーロの制裁金を課す監督当局もあれば、オランダの監督当局のように制裁金額の上限をはるかに低く設定する監督当局もありました。新ガイドラインは、①制裁の対象となる行為と侵害の特定、②制裁金の起算点の決定、③加重・軽減要因の検討、④制裁金の法定上限額の特定、⑤実効性・抑止性・比例性の確保という5段階のプロセスを用いて、個々の事案に合った一貫したアプローチを確保することを目指しています。このガイドラインはすでにその効果を上げており、2023年にオランダの監督当局が課した制裁金の最高額は1,000万ユーロで、それ以前の制裁金額を大幅に上回りました。この制裁金は、個人データの保存期間と、そのデータが国際的に移転された事実（およびその場所）について、ドライバーに対する透明性が欠如していたとしてUber（ウーバー）社に対し課されたものでした。また、ドライバーはGDPRに基づく権利の行使を妨げられていました。

ここ数年、監督当局は幾つかの多額の制裁金を課しました。そのうちの多くが、アイルランドの監督当局により、同国に拠点を置く大手ソーシャルメディア企業のMeta（メタ）社に対し課されたものでした。例えば、2023年5月には、アイルランドの監督当局はこれまでで最高額のGDPR制裁金12億ユーロを課しました。この制裁金は、個人データを米国に移転するためにSCCに依存していたことから課されました。アイルランドの監督当局は、Meta社が講じた追加措置は米国内法の欠点に対処するには不十分であったと判断したのです。

#### 【規制執行措置】

Fine	制裁金	
September 2023:	<b>TikTok</b> – fined € 345m by the Irish authority for the violation of children’s privacy rights under the GDPR.	
2023年9月	<b>TikTok</b> - GDPRに基づく子どものプライバシー権侵害でアイルランド当局から3億4500万ユーロの制裁金。	
May 2023:	<b>Meta</b> – fined € 1.2b by the Irish authority for the transfer of personal data from the EU to the US without adequate data privacy safeguards.	
2023年5月	<b>メタ</b> - 十分なデータプライバシー保護措置なしにEUから米国へ個人データを移転したとして、アイルランド当局から12億ユーロの制裁金。	
January 2023	<b>Meta Ireland (Instagram &amp; Facebook)</b> – fined € 390m by the Irish authority for unlawful processing and breach of transparency obligations.	
2023年1月	<b>メタ・アイルランド (インスタグラム&amp;フェイスブック)</b> - アイルランドの当局より、違法な処理と透明性義務違反で3億9000万ユーロの制裁金。	
September 2022:	<b>Meta Ireland (Instagram)</b> – fined € 405m by the Irish authority for the violation of children’s privacy rights under the GDPR.	
2022年9月	<b>メタ・アイルランド (インスタグラム)</b> - GDPRに基づく子どものプライバシー権侵害でアイルランド当局から4億500万ユーロの制裁金。	
July 2021:	<b>Amazon</b> – fined € 746m by the Luxembourg authority for not obtaining valid consent for the use of their advertisement targeting system.	
2021年7月	<b>アマゾン</b> - ルクセンブルク当局より、広告ターゲティングシステムの使用について有効な同意を得ていないとして7億4600万ユーロの制裁金。	

データ保護の実務では、制裁金に加えて集団訴訟が大きな関心事となっています。GDPRの第82条は、GDPR違反の結果として被った物質的および非物質的損害の賠償を求める権利を個人に認めています。EU司法裁判所の様々な判例が、賠償請求の条件をさらに明確にしました。さらに、集団的救済指令は、すべてのEU加盟国に集団的救済手続きを義務付け、代表訴訟を可能にしています。2020年1月に発効したオランダの集団訴訟法は、GDPR違反に基づく場合を含め、個人が集団で損害賠償を請求することを認めています。同法に基づき、例えば2023年3月には、数百人分の機密データが流出したデータ侵害事件を受けて、オランダ国民650万人を代表して、市または地域保健サービス(GGD)に対して集団訴訟が提起されました。

EDPBIは、2023年と2024年の2年間の作業計画を策定しました。この作業計画には、特に、調和の推進とコンプライアンスの促進に関する戦略、および効果的な執行と各国監督当局間の効率的な協力を支援する戦略(前述の制裁金に関するガイダンスを含む)が含まれています。

3. EEA域外への影響

GDPRは、世界のデータ保護の状況に様々な影響を与えてきました。南アフリカ、ブラジル、オーストラリアなど、EEA域外のいくつかの国のデータ保護法は、その制定にあたりGDPRをお手本にしたといわれています。これは、過去6年間で、GDPRがデータ保護の世界標準としての地位を確立したことのよい例でしょう。

上記は本セミナーの概要です。記載内容は開催当時のものとなります。記載内容についてご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

ユリアン ヤンセン (Jurriaan Jansen)  
Partner, Norton Rose Fulbright Amsterdam Office  
Tel: +31 (20) 4629381  
E-mail: jurriaan.jansen@nortonrosefulbright.com

ナオミ シューイテマ (Naomi Schuitema)  
Senior Associate, Norton Rose Fulbright Amsterdam Office  
Tel: +31 (20) 4629432  
E-mail: naomi.schuitema@nortonrosefulbright.com

武藤 まい (Mai Muto)  
Counsel, Norton Rose Fulbright Brussels Office  
Tel: +32 (2) 2376140  
E-mail: mai.muto@nortonrosefulbright.com



開会の辞  
JCC投資事業環境部会  
野村篤史理事



Norton Rose Fulbright  
ブリュッセルオフィス  
武藤まい弁護士



Norton Rose Fulbright  
アムステルダムオフィス  
ユリアンヤンセン弁護士



Norton Rose Fulbright  
アムステルダムオフィス  
ナオミ シューイテマ弁護士

# オランダ判例速報

【会社法】

**破産したB.V.の取締役が決算書を適時に登記していなかったことにより、取締役による明らかな不当経営が破産の原因であると自動的に推定され、破産財団の不足額について取締役個人の責任が追及された事例**(ロッテルダム地方裁判所2024年4月17日判決<sup>1)</sup>)

まず、オランダ会社法<sup>2)</sup>によりまずと、B.V.の取締役会<sup>3)</sup>は毎年、事業年度終了後5カ月以内に決算書<sup>4)</sup>を作成し、これを会社の事務所で株主の閲覧に供さなくてはなりません<sup>5)</sup>。この作成期間は、特別な事情がある場合、株主総会<sup>6)</sup>の決議により最長5カ月延長することが可能です<sup>7)</sup>。また、決算書は各取締役(およびスーパーバイザリーボード<sup>8)</sup>が設置されている場合はその役員)により署名されます<sup>9)</sup>。そして、決算書は、株主総会によって承認されます<sup>10)</sup>。さらに、法人(B.V.含む)は、決算書の承認後8日以内にこれをKvKに登記することで開示する義務があります<sup>11)</sup>。なお、**決算書がその作成期間の終了から2ヶ月以内に承認されなかった場合、取締役会は、KvKに登記することで取締**

**役会が作成した決算書を直ちに開示しなければなりません<sup>12)</sup>。いずれにせよ、遅くとも事業年度終了後12ヶ月以内に、法人は、KvKに登記することで決算書を開示しなければなりません<sup>13)</sup>。**

次に、オランダ会社法によりまずと、B.V.が破産した場合、B.V.の各取締役は、①取締役会が明らかに不当に職務を遂行し、かつ②取締役会による明らかに不当な経営が破産の主原因である場合、連帯して破産財団の不足額について補償する責任を負います<sup>14)</sup>。この点、取締役会が明らかに不当に職務を遂行していたこと、および取締役会による明らかに不当な経営が破産の主原因であることを主張・立証する責任は、原則として破産管財人にあります。しかし、取締役会が上記の決算書登記義務を遵守しなかった場合、取締役会による不当な職務遂行があったことが確定し、かつそのような不当な職務遂行が破産の主原因であると**法により自動的に推定されます<sup>15)</sup>**。この場合、以下の判決の中で裁判所が述べている通り、**この推定に反証する責任を負うのは各取締役です。**

決算書の適時作成および登記義務に係る取締役の責任の法的枠組みとリスクをご理解頂くよい事例と思われ、本判例をご紹介します。

## 2. 事実関係

2.1 [被告] ホールディング B.V. (以下「[被告] ホールディング」) は、1993年3月30日に設立され、管理会社の経営に従事していた。[被告] は、[被告] ホールディングの唯一の株主であり、[被告] ホールディングの取締役でもあった。

2.2 [被告] ホールディングは、Repo-Vastgoed B.V. (以下「Repo社」) の全株式を保有していた。

2.3 Repo社は、S.S.T. Staal-snijtechneik B.V.、SBV Staal Bewerkingstechniek B.V.およびS.B.T. Staalbewerkingstechniek B.V.という3つの事業会社(以下総称して「本件事業会社」) の全株式を保有していた。

2.4 Repo社の取締役は、[被告] ホールディング、[A氏] ホールディング B.V.および[B氏] ホールディング B.V.であった。また、Repo社の間接的な取締役は、[被告]、[A氏] および[B氏] であった。

2.5 2009年10月29日から2011年12月30日まで、Repo社は、Energy Guard & Manufacturing B.V. (以下「EGM社」) の唯一の株主であった。2011年12月30日以降、EGM社の資本の過半数が売却され、Repo社はEGM社の株式のうち33%を保有していた。2014年7月29日、EGM社は破産宣告を受けた。

2.6 Repo社がEGM社の唯一の株主であった2010年、Repo社はEGM社に融資を行った。当該融資のためにRepo社に担保は提供されなかった<sup>16)</sup>。Repo社のEGM社に対する債権は最終的に1ユーロまで評価減された。

2.7 [被告] ホールディングは、2010年から2014年まで、一貫して[被告] に対して1,000,000ユーロ前後の

1 Rb Rotterdam 17 april 2024, ECLI:NL:RBROT:2024:4604.  
2 オランダ民法第2巻法人編を意味します。  
3 原文はbestuur、英訳は例えば board of directors、management board.  
4 原文はjaarrekening、英訳は例えば annual accounts.  
5 art. 2:210 lid 1 BW.  
6 原文はalgemene vergadering、英訳は例えばgeneral meeting.  
7 Idem  
8 原文はraad van commissarissen.  
9 art. 2:210 lid 2 BW.  
10 art. 2:210 lid 3 BW.  
11 art. 2:394 lid 1 BW.

12 art. 2:394 lid 2 BW.  
13 art. 2:394 lid 3 BW.  
14 art. 2:248 lid 1 BW.  
15 art. 2:248 lid 2 BW.

16 すなわちRepo社は、EGM社に対して無担保で融資を提供した。

当座預金に関する債権を有していた。2015年、当該債権は542,500ユーロ増加した。〔被告〕は同年4月以降、有価証券の購入のため当該金額を分割で出金した。

(...)

2.9 2015年の事業年度において、〔被告〕ホールディングから〔被告〕に対して、745,387ユーロの配当金が支払われた。

2.10 〔被告〕ホールディングの2011年から2015年までの連結損益計算書から、2010年から2013年にかけて損失が発生したことがわかる。2014年にはわずかなプラスがあり、この傾向は2015年も続いた。〔被告〕ホールディング単独では2015年に大幅なマイナスを計上した。

2.11 〔被告〕ホールディングの監査人が2017年1月31日に作成した2015年度の決算書<sup>17</sup>には、以下の記載があった：  
事業の継続性に関する不確実性の強調

我々は、同社が2015年に7,213,500ユーロの純損失を計上したことを記載した計算書類<sup>18</sup>の注記中の事業の継続性に関する段落に注目する。これらの状況は、事業の継続性に関する段落に記載されたその他の状況共に、会社継続の前提に合理的な疑義を生じさせるような重要な不確実性の存在を示している。この状況は我々の結論に影響を与えない。

17 原文ではfinancieel verslag。民2巻・法人編にこの言葉は定義されていない。

18 原文ではjaarrekening。

2.12 ABN AMROは〔被告〕ホールディングの取引先銀行であった。ABN AMROは、2017年5月17日付で〔被告〕ホールディングの融資枠を解約した。その理由は、要するに〔被告〕を取締役として信用できなくなったからである。(…)

2.13 上記2.3に言及される事業会社は、2017年10月10日に破産宣告を受けた。Repo社は2017年10月31日に破産宣告を受けた。そして〔被告〕ホールディングは2018年1月9日に破産宣告を受けた。

2.14 2018年12月27日、破産管財人は〔被告〕に電子メールを送り、Repo社のEGM社に対する債権が棄損した理由を説明し(上記2.6参照)、破産管財人が不当と考える745,387ユーロの配当金の支払いについて(上記2.9参照)見解を述べるよう要求した。破産管財人は、本電子メールの中で、破産財団または会社がこれに関連して被った損害について、当面は〔被告〕に責任があるとした。

2.15 破産管財人は、2020年2月7日付の書簡により、〔被告〕ホールディングおよびRepo社が取締役の職務を不当に遂行した結果被った損害について、民法第2巻第9条に基づき〔被告〕の取締役としての責任を追及した。また、本書簡において、破産管財人は、破産管財人の見解では、上記2.9に言及された配当決議は無効であり、破産管財人は2015年の542,500ユーロ(〔被告〕が有価証券の購入に充てたもの、上記2.7参照)を

上限とする現金の引き出しに係る法律行為を無効とすることを通知している。

3. 請求内容

3.1 破産管財人は、可能な限り仮執行宣言を付して、以下を請求する：

〔被告〕ホールディングの破産において：  
主位的請求として：

1. 〔被告〕が実質的な取締役としての職務を明らかに不当に遂行したと判示すること、および、「明らかに不当な経営」の法的根拠に基づき、〔被告〕が〔被告〕ホールディングの破産において民法第2巻第248条第1項に基づき破産財団の不足額の賠償責任を負うと判示すること；
2. 〔被告〕ホールディングの破産に伴う破産財団の不足額を破産管財人に(一部前払いとして)支払うよう〔被告〕に対して命じること。当面その金額を暫定的に2,400,000ユーロとするか、または裁判所が決定する額とし、少なくとも2021年8月31日以降または少なくとも召喚日以降、法定利息により増額すること；
3. (i) 〔被告〕ホールディングが行った配当決議は無効であり、かつ/または(ii) 〔被告〕ホールディングが〔被告〕に対して行った745,387ユーロの配当金の支払いは法的な原因がなく、したがって不当利得であると確認すること；
4. 〔被告〕に対し、破産管財人に不当利得として745,387ユーロを支払うよう命じること、そのような額は、2020年2月7日以降または少なくとも召喚日以降、法定利息により増額すること；

以降、法定利息により増額すること；  
(...)

4. 判断

〔被告〕は、明らかに不当に〔被告〕ホールディングを経営した。

4.1 当裁判所が判断するに、〔被告〕は、民法第2巻第248条が意味するように、明らかに不当に〔被告〕ホールディングを経営していたということができ、その明らかに不当な経営が同社の破産の主な原因であったと考えるのが妥当である。以下に、当裁判所がそのような判断に至った経緯を説明する。

4.2 破産管財人によると、〔被告〕は〔被告〕ホールディングの取締役としての職務を民法第2巻第248条にいう不当な方法で遂行していたことが明らかである。破産管財人は、第一に、2016年に民法第2巻第394条にいう決算書の登記義務が履行されていないことから、民法第2巻第248条第2項に基づき、〔被告〕が不当にその職務を遂行していたことが立証され、かつ〔被告〕によるそのような不当な職務の執行が破産の主要因であると推定されると主張する。(…)

4.3 〔被告〕ホールディングの2016年度の決算書が登記されていないことに当事者間で争いはない。これにより、〔被告〕が民法第2巻第394条にいう決算書の登記義務を遵守していなかったことが立証される。この点、〔被告〕は、最新の登記期日は2018年1月1日

であり、〔被告〕ホールディングの破産宣告は2018年1月9日であったため、問題となる不履行は軽微であると主張する。また、〔被告〕は、登記期日に遅れたのはわずか数日であると主張する。

4.4 当裁判所は、この点について〔被告〕の主張を採用しない。「数日の期日超過は状況によっては考慮されるべきでない軽微な債務不履行と認定されることもある」という〔被告〕の主張自体は誤りではないが、これは考慮されてはならない。また、〔被告〕は、その基準として破産宣告を受けた日付を誤って用いている。しかし、破産宣告日は、決算書が登記された日とは異なる。結局、2016年度の決算書の登記は、本件では全く行われていない(もはや行われない)。〔被告〕は、破産前の時期が慌ただしかったという以外に、決算書を登記しなかったことの説明をしていない。それでは不十分である。どのような具体的状況が決算書の登記を妨げたのかを立証する責任は〔被告〕にある。(…)

4.5 〔被告〕は民法第2巻第394条に規定された義務を遵守せず、軽微な不履行であることを立証しなかったため、〔被告〕が取締役としての職務を不当に遂行したことが立証される。その不当な職務の遂行は、法律上、破産の主要な原因であると推定される。この推定に反証する責任を負うのは〔被告〕である。(…)

5. 判決

(...)

5.2 〔被告〕に対し、〔被告〕ホールディングの破産財団の不足分1,654,613ユーロを破産管財人に支払うよう命じ、この金額は2021年9月14日から支払日までの期間について民法第6巻第119条に定める法定利息により増額される；

5.3 〔被告〕ホールディングが〔被告〕に745,387ユーロを分配するために行った配当決議は無効であり、当該金額は〔被告〕に法的な原因なく支払われていることを確認する；

5.4 〔被告〕に対し、不当に支払われた745,387ユーロを破産管財人に支払うよう命じ、この金額は2021年11月28日から支払日までの期間について民法第6巻第119条に定める法定利息により増額される；  
(...)



※この判例についてのご質問や、さらに詳しい情報をお知りになりたい場合には、お気軽にBuren N.V ジャパンブラクティスグループ(JapanDeskJP@burenlegal.com)までお問い合わせください。

# オランダ 時事 ニュース

## 【政府、政党】

### ◆ハーグ、首相に「立ち退き令」

ハーグ市政府(市評議会)は8月19日、国会議事堂(「ビネンホフ Binnenhof」)とその周辺の建物について、「1カ月後に使用禁止とする」ことを最終的に決定した。ビネンホフは中世に建てられた古い建物で、2021年末から大がかりな改修・改築工事が行われている。市政府は、「火災の危険性が非常に大きく、管理しきれない」と、その理由を説明している。ファン=ザーネン(J.van Zanen)市長は「ビネンホフからの完全立ち退きをこれ以上延期する余裕はない」という。

これより前、スホーフ(D.Schoof)首相と首相のスタッフは、ビネンホフ内にある首相職務室(「トールンチェ Torentje」)から立ち退くよう通達されていた。しかしスホーフ首相は当初、一部スタッフとともにトールンチェに残る考えだった。移転先とされる職務室の通信セキュリティなどがまだ完全でなく、会話が傍受される恐れがあるからだ。ファン=ザーネン市長は、これに理解を示しながらも、「防火を最優先」するという。

首相は8月中旬、不本意ながら近くトールンチェを明け渡す意向であることを伝えた。首相が万一9月18日になってもトールンチェを出ていない場合、「違反」1週間について10万ユーロ、最高で100万ユーロの制裁金が科される。(NRC 8月20日)



## 【経済】

### ◆オランダ経済、大幅成長

「中央統計局(CBS)」の第1回算定によると、オランダのGDPは、第1四半期に0.3%後退した後、第2四半期に1%の成長に転じた。第2四半期の成長率は、エコノミストが想定していたよりずっと大きい。GDPはこれで、2022年第2四半期の水準を若干上回るまでになった。ただ、これは同時に、オランダ経済の規模が過去2年間ほとんど増大しなかったことを意味する。第2四半期の成長が今後も続くか、CBSは第3四半期の結果を待ちたいという。

第2四半期の成長は、主に輸出のおかげだ。輸出は不調だった第1四半期の後、1.4%の成長を遂げた。また、政府の支出も原動力となった。政府支出は1%伸びた。主に医療支出、公共行政、庇護希望者受け入れのための支出が上昇したことによる。なお輸出の伸びの理由について、CBSは工業が活気づいていることを理由に挙げている。工業の付加価値は3.3%増大した。第1四半期には3.3%縮小していた。

一方、消費者の支出は期待はずれなままだ。消費者支出(インフレ調整値)は第2四半期、前四半期から1%低下した。今なお高インフレが消費に二の足を踏ませている。後退しているのは食品と嗜好品、エネルギー、ホレカ(宿泊・飲食店)への支出。CBSは、ホレカへの支出後退の原因として、春の天候が期待はずれだったことも挙げている。

欧州連合(EU)の第2四半期の前四半期比成長率は0.3%だった。ドイツのGDPは0.1%低下、フランスは0.3%上昇、ベルギーは0.2%上昇した。なお、米国は0.7%伸びた。(NRC8月15日)

## 【産業】

### ◆住宅建設許可発給数、1万8800戸

「中央統計局(CBS)」のまとめによると、今年第2四半期、1万8800戸の新築住宅建設許可が発給された。

昨年同期を20%余り上回る。発給許可数は、近い将来建設される住居数のインジケータとなる。許可発給から着工まで、平均およそ2年間かかる。(NRC8月16日)

### ◆クレーム組織、Xを告訴へ

オランダの「市場情報調査財団(SOMI)」は、ソーシャルメディア・プラットフォーム「X」(旧称ツイッター Twitter)を相手取ってクレーム訴訟を起こすもようだ。「消費者保護とデータ保護に関する基本的人権の甚だしい侵害」が理由だ。

SOMIは「Xは、このプラットフォームを安全な場所とするための対策を怠っている」と訴える。SOMIによると、Xでは、2022年1月以降少なくとも4回データ漏洩が発生、その際、Xのユーザーの個人データがダークウェブにも流れたという。SOMIはまた、Xがヘイトスピーチのメッセージを防ぐことも怠っていると非難している。SOMIは、不正取引を止めること、また損害を被ったXのユーザーに補償金を支払うことをXに求めている。

SOMIは、これより前にも「ティックトック(TikTok)」、「フェイスブック(Facebook)」の親会社「メタ(Meta)」に対してクレーム訴訟を起こしたことがある。(NRC8月17日)

### ◆工業部門、ぐずつきながらも光

オランダの工業部門の売上は、第2四半期にまた低下した。これで5四半期連続の後退となった。ただ今回は、低下ペースがこれまでよりずっと緩やかだった。これまでは前年同期比で5~10%低下していたのが、今回は2.1%の低下にとどまった。「中央統計局(CBS)」が発表した。

部門内で、特に輸送用機器関連の製造業が振るわず、第2四半期は売上が16%近く減少した。同業界は、ドイツなどに向けて営業用車両や乗用車の部品を製造しており、ドイツの自動車産業の影響を受けやすい。なお、輸送用機器工業が全体に占める割合は比較的小さく、工業全体の5%に過ぎない。

一方、CBSのファン=ミュリヘン(P.H.van Mulligen)主任エコノミストによると、明るい動きも見られる。第2四半期には、工業部門の「付加価値」が第1四半期より増大した。付加価値は、企業の生産額とエネルギー、原料などの経費の差額で、「生産によって生じる価値」のこと。第2四半期、工業部門の付加価値が全部門で最大だった。

なお、工業部門では、企業倒産も増加が続いている。4、5、6月の倒産企業数は87社で、1年前に比べて25社増えた。(NRC8月20日)

## 【その他】

### ◆オランダの人口、1800万人に

8月第3週、オランダの人口が1800万人の大台に乗る。1700万人から1800万人への増加にかかった年数は8年で、「中央統計局(CBS)」によると、比較的ハイピッチだ。1600万人から1700万人への増加には15年かかった。

オランダの過去10年間の人口増加は、主に国内への移住が国外への移住を上回ったことが原因だ。1970年代まで、人口増加は主に自然増加(出生数が死亡数を上回る)によるものだったが、今は死亡者数が出生数を上回っており、人口増加はオランダへの移住者が多いことで起きる。

国外からの移住者の増加により、オランダ人口の多様性が広がっている。2016年、オランダ国外で生まれた人は210万人で全人口の12%だったが、この数は今、290万人(16%)に増えている。外国出身者の中で、絶対数が最も多いのはシリアとウクライナで、2024年初頭の時点で、ウクライナ人は全人口の0.7%、シリア人は0.9%、ポーランド人は1.3%を占めた。

また、オランダの人口の年齢が上昇している。2016年初頭の平均年齢は41.5歳だったのが、2024年初頭には42.6歳になった。寿命が延びたこと、出生数が相対的に減っていることが原因だ。女性の平均出産数は1.43人で、1980年代以降で最低になっている。

最近増えた100万人の居住地はランドスタット地域(西部4大都市とその周辺)が多い。アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒトの4大都市の人口増加が最も激しく、第5位はアルメーレ(Almere)となっている。一方で、人口が減った基礎自治体(市)も多い。最も大きく減ったのはフローニンゲン(Groningen)州エームスデルタ(Eemsdelta)、リンブルフ(Limburg)州シッタルト-ヘレーン(Sittard-Geleen)、同じくリンブルフ州ケルクラーデ(Kerkrade)の3基礎自治体だった。

オランダの2024年1月1日現在の人口密度は533人/km2だった。2016年初めは504人/km2だった。都市別で人口密度が最も高いのはハーグの868人/km2。ランドスタット地域は全体的に人口密度が高い。逆に人口密度が低いのは、北部の州とゼーラント(Zeeland)州の一部だ。人口密度が最も低いのはワッデン諸島(西フリースランド諸島)で、100人/km2に満たない。(NRC8月16日)

### ◆がん治療薬、品切れ寸前

腫瘍の成長を抑制する作用があるがん治療薬「エトポシド(etoposide)」がオランダで深刻な不足状態にある。「医薬品評価委員会(CBG)」が8月16日、警告した。「全国医薬品コーディネーター(LCG)」は、治療を調整するよう医師にアドバイスしている。

エトポシドはDNA内で細胞の複製を阻害する働きがあり、がんの化学療法に使用される。かなり効果的な抗がん剤で、様々ながんの治療に使われている。

CBGによると、9月末までエトポシドの入荷が「非常に限られている」。通常、医薬品の不足が深刻な場合、外国から調達する。その際、「保健・青少年検査局(IGJ)」が当該の医薬品の輸入許可を出す。今回もIGJからエトポシドの輸入許可は出たが、世界的に不足しているため、解決策にはならない。現在、CBGからの報告を受けた「欧州医薬品庁(EMA)」が、他の

欧州連合(EU)加盟国にオランダに供給できるかどうかを調べている。

エトポシドを製造している医薬品メーカーは2社しかないが、今この2社でいずれもトラブルが生じているのだという。(NRC8月19日)

### ◆ウクライナ避難民受け入れセンター閉鎖

ユトレヒト(Utrecht)中央駅近くの大型イベント会場「ヤールビュールス(Jaarbeurs)」に特設されたウクライナ避難民中央受け入れセンターが即時閉鎖されることになった。キャパシティ不足と避難民の他の施設への転居がスムーズに行っていないことが理由だ。ユトレヒト治安・防災広域行政区域が8月19日、プレスリリースで伝えた。現在ここに宿泊している避難民には別の滞在場所を見つけるという。

ヤールビュールスの受け入れセンターは、最大140人が宿泊できる。しかし満員で、ユトレヒト区域当局は十分なケアを提供できず、トイレやシャワーに長蛇の列ができ、プライバシーも確保できない状態だ。このセンターは、一時的な受け入れ施設で、本来は避難民がここに到着してから24時間以内に長期滞在できる別の施設を手配することになっている。しかし、国内の他の施設でもキャパシティ不足がひどく、避難民は転居できずにいる。一方で、ウクライナから今も毎日300人以上の避難民がオランダに来ている。子連れの家族が多い。

ヤールビュールスのセンターがキャパシティ超過となっているのは、これが初めてではない。2月末にも区域当局が介入し、それ以来、ここで受け入れるのは単身女性、未成年児童のいる家族、70歳以上の高齢者、精神的あるいは身体的疾患のある人などに限定されている。(NRC8月20日)

※当ニュースは「日本語で読むオランダのニュース」より抜粋しております。定期購読をご希望の方はJapanPressNetwork@gmail.comまでお問い合わせください。

# 連載：医療コラム

## ④ 植物と皮膚のトラブル

JECジャパニッククリニック 医師 清水（シーケル）美知緒



【はじめに】  
 今年は冬からずっと雨がちで、春になっても肌寒い日が多く、夏も暑い日が数日続いたかと思うととたんに涼しくなるといった妙な気候が続いている。こういった異常気象のせい、天気がよく陽が差していると外に出かけよう！となるようで、そのせいか皮膚のトラブルに見舞われる人が急増している。そもそも春から夏にかけては、湿疹やあせも、掻き壊してとびひ(膿痂疹)、虫刺され、花粉症や日光アレルギーなどで、皮膚トラブルが起きやすい季節である。一口に「虫刺され」といっても、よくある蚊の虫刺症から、毛虫アレルギー、クモやダニ、ハチやアブなどいくつかバリエーションがあり、変わった皮膚炎になると、「虫から何か全身性の感染症を媒介されたのでは」と心配になってしまうのである。そんな中、意外と知られていないのが、植物由来の皮膚炎である。うるしでかぶれる話は有名だし、イラクサで皮膚炎を起こすのもよく知られていると思うが、先日、同僚の医師と散歩をしていて、植物性光線皮膚炎を起こす植物が遊歩道の脇に群生しているのを目撃してしまった。聞けばこの植物に触れてひどい目にあうのは人に限らず、草むらに顔を突っ込みがちな犬も被害にあうことがあるという。なんでそんな危険な植物が野放しになっているのかと思ってしまったが、これが非常にしつこい雑草のようで、駆除に乗り出しても、完全に駆除できるまで7~8年かかるらしい。しかも種は細かく散布しやすいため、広がるのは早いそうである。この植物はかつて観賞用に持ち込まれ、そのあと害があることが分かったものの雑草化して繁殖し、現在に至るとのこと。日本ではこういった草が自然には生えておらず、ほとんど知られていないと思われるが、ここオランダでは身近に群生している上に、手入れを怠っていると庭の雑草として生えてくることもあるようなので、是非ネットなどで植物の写真を検索、確認して、各自(愛犬も含めて)気を付けていただきたい。

### 【植物の起こす皮膚トラブル】

- 植物で皮膚炎を起こす場合、いくつかの種類がある。
- ① (棘などによる) **外傷性**(バラなど)：シンプルかつ心配がいらぬ皮膚障害といえる。
  - ② **毒性(刺激性)**(イラクサ(Brandnetel)など)：植物の持つ毒(イラクサの場合、細かい棘とともに付着する有機酸)による皮膚炎で、誰にでも症状がでる。
  - ③ **接触アレルギー性**(ウルシやマンゴー、セロリ、パセリなど)：アレルギー反応による、かゆみを伴う発赤や発疹で、アレルギーのある人に起こる。
  - ④ **植物性光線皮膚炎**(ライム、ホグウィード(Berenklauw)など)：光線反応物質のフラノクマリン(Furanocoumarins)を含む、植物の汁が付着した皮膚に紫外線が当たることで毒性を発揮して皮膚炎を起こす。



### 【植物性光線皮膚炎(Fytofotodermatitis)】

植物性光線皮膚炎(英語:Phytophotodermatitis)は、日本には原因となる雑草問題がないため、リゾート地などでライムを添えたカクテルなどを飲んだ際に発症することのあるマイナーな皮膚炎(絞ったライムの果汁が顔や手に付き、その後に日光を浴びることで、1~2日後に火傷のような皮膚炎を起こす)という程度の認識だと思う。しかしオランダやイギリスを含め、ヨーロッパでは以前に子供たちが草むらで豆鉄砲などを作って遊んでいる時に多く被害にあったことから、かなり知られた皮膚炎のようである。前述の群生植物は、Gewone Berenklauw(英:Persian Hogweed)という、セリ科(ニンジン科)の、白い細かい花の花房が傘状に広がり、深い切れ込みのある葉を持つ高さ70~150cmくらいの植物である。(湿った地を好むらしく、オランダはかなりの土地が好みの土壌といえるだろう。) Reuzen Berenklauw(英:Giant Hogweed)は、高さが数メートルにも及び、症状もさらに激しいとのこと。こうした植物に接触してから紫外線(UVA)を浴びると、早ければ数時間で激しい痒みや疼痛を伴う発赤で発症し、(多くの場合線状に)水泡ができ、時に激しい痛みを伴う火傷同様の皮膚炎となる。

### 【治療について】

植物の樹液が皮膚についた可能性がある時は、しっかり石鹸で洗い流すことが何より重要である。庭仕事をしている時など、無意識に手や腕で顔をこすっていることもあるので、顔も忘れずに洗いたい。赤くむくんだり、火傷のような水泡ができたりといった症状が出た場合、まずはしっかり洗った後、炎症を抑えるためステロイドの外用剤を使い、たいていは2週間ほどでよくなる。(基本的に火傷と同様の治療を二度行う。)患部に色素沈着が起こることがあるが、半年ほど紫外線を当てないよう保護することで次第に薄くなっていく。色素沈着が残りそうな場合は、薄くするための外用薬を用いることもある。



### 【ガーデニング、ウォーキング時の対策】

紫外線を浴びる前に洗い流してしまえば症状は出ないので、作業時はつばの広い帽子で顔を紫外線からガードしていたほうが安心である。もちろん、庭仕事時には軍手や長袖を着用し、暑くても素肌をガードするのは当然として、散歩時にもこういった雑草が遊歩道にはみ出している可能性もあるので、薄着の時は端っこ歩行も草をかき分けるような道も避けたほうが安心である。(これはそのままダニ対策にも繋がる。)曇っている日にはひとまず安心のウォーキングデーといえるが、天気の変りやすいオランダ、一瞬で雲一つない晴天になったりもするので、やはり油断大敵だと思う。

# Romios Griekse Taverna

## アムステルダム De Pijp地区



# オランダ B級 グルメ探訪

今回ご紹介するのはギリシャ料理Romiosです。これまでテイクアウト中心の小さなお店でしたが、今回改装リニューアルオープン！テーブル席が増え、店内は広々としたスペースに。料理の写真と調査員のコメント・評価は、昨年9月の取材当時(改装前)のものとなりますが、定番メニューは健在、新たに追加したメニューもあるそうです。ぜひ本場ギリシャの味を試してみてください。

【調査員A】メトロDe Pijp駅から徒歩5分程度の、ギリシャ料理をリーズナブルに提供するお店。ラムチョップは香ばしくジューシーで臭みを全く感じない。味付けも適度な塩加減とほのかなスパイスのおかげでちょうど良く、ビール・ワインの最高のお供になること間違いなし。当店のシグニチャーディッシュと言えるだろう。全長30センチほどのタコのグリルは見た目のインパクトからまず楽しい。オリーブオイル、塩、そして適度なスパイスでの味付けと、タコ特有の歯ごたえもあり、白ワインとともにいただきたい一皿。海老のトマトガーリック煮は具材の最高の組み合わせ。海老はお値段に鑑みると十分な数が入っており、バケットをディップして食べたくなるお味。言うまでもなくビールとも非常に合う。ギリシャ風ミートボールもよくも悪くも見た目から想像する味を裏切らず、大人でも子供でも楽しめるお味。ギリシャ風パイはサイズが大きく、パイ生地は見てのとおりパリパリ。できるなら出来立てをお店で食していただきたい。



【調査員B】まず、今のオランダの物価を考えるとかなりリーズナブルと言っている。ギリシャ人の家族経営なのか、かなりアットホームで陽気なファミリーのおもてなしを終始受け、ギリシャに旅行に来たような錯覚を覚える。総菜のいくつかはカウンターのケースで直接見て選ぶことができ、量も調整出来るので少人数でも色々試すことができる。定番のパイ包み系も美味しいが、日本人的には煮込み料理が疲れた胃に優しい。そしてギリシャ料理といえばやはりグリル。ラムチョップは29ユーロと恐らくこのお店では一番高いメニューだが、ジューシーで絶妙なハーブの味付けのラムが8ピースもあり、かぶりついた瞬間に再訪を決めた。日本人的にはタコのグリルも絶品。4人で分けても満足するボリュームがあり、外せない一品だ。重くて甘いデザートはご愛敬。これだけ食べて3時間滞在しての1人40ユーロ台はB級グルメに相応しい。



【調査員C】これまで食べたギリシャ料理の印象を一言で言えば「ナスをよく使うが結局は肉料理」で、さほどの特色を感じていなかったが、このお店ではシーフードや小皿料理など多彩な味わいを堪能できた。ショーケース内にお惣菜のように並んだ料理を少量から注文でき、居酒屋風に使えるのも嬉しい。あっさり味で飽きのこない煮込み料理をつつき、ムサカ(グラタン)や具入りのピタ(パイ)を喉越しのよいギリシャビールで流し込めば、すでに腹八分目。ショーケースにないメイン料理もお手頃な価格帯でGood。タコのグリルもラムチョップも素朴な味付けながら絶妙な火入れでジューシーに楽しめる。そしてこれにさっぱりと酸味の効いたピクルスや野菜のマリネがよく合う。店内ではフレンドリーな店員があれこれ世話を焼いてくれて、くつろげる雰囲気。ドリンク類もギリシャのワインやリキュールが揃い、旅情を誘う。家族や同僚など気さくなメンバーでぜひ再訪したい。



**Romios Griekse Taverna**  
 Ceintuurbaan 350 1072GP Amsterdam  
 Tel : 020 675 4324  
 Web: <https://www.romiostaverna.com/>  
 火-土12:00 - 23:00 日14:00 - 23:00  
 月曜定休日

【評価】(5つ星満点)	調査員A	調査員B	調査員C
メニュー数・内容	☆☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆
料理、味	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
量、ボリューム	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
値段(お値打ち感)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
サービス	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆
雰囲気、居心地	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆

# アニメコン (AnimeCon) 2024への参加

在オランダ日本国大使館 広報文化班



今年6月7～9日、ハーグ近郊のライスウィク (Rijswijk) でオランダ最大級の日本のサブカルチャー・イベント「アニメコン」が開催され、日本大使館も参加しましたのでご紹介します。

第1回アニメコンが開催されたのは1999年。それ以来、コロナ禍の2年間を除き、毎年、オランダ国内のコンベンションセンター等で開催しており、1万5千人～2万人を集客しています。日本のサブカルチャー(①アニメ、②コスプレ、③ゲーム、④Jポップ、⑤ダンス、⑥フィギュア)に関する公演、展示、販売、ワークショップ、体験コーナーの他、日本のB級グルメのフードコートや碁や将棋といった伝統文化も幅広く取り上げています。

日本大使館は、日本関連情報発信・日本文化体験コーナーのブースを出展しました。来場者が自由に手に取り、持って帰れるよう、日本文化関連資料や観光資料を展示すると共に、当地鎧愛好団体「侍イベント」の協力により、鎧の展示・実演を行いました。また、日本文化体験コーナーとして、けん玉と折り紙が誰でも体験出来るようにしました。けん玉については、オランダのけん玉チャンピオンがブースを訪れ、妙技を披露してくれました。

また、特設ステージにおいて「ジャパン・クイズ」を計4回開催し、オランダの若者を中心に約200名が参加し、大いに盛り上がりました。

今回の参加を通じて、日本のソフトパワーの影響力の大きさを強く感じました。これだけ大勢の日本愛好家が一堂に会する機会は滅多にありませんので、大使館としてもこのような機会を捉えて、より多くのオランダの若者に日本に関する情報を提供し、更に日本を好きになってもらえるよう努力したいと思います。来年の「アニメコン」は、5月2～4日に行われることが決まっていますので、皆さんも一度のぞきに行ってみてはどうでしょうか。特に来年は日オランダ交流425周年の記念の年ですので、何か特別なことが出来ると良いなと思っています。



大使館が出展したブース。日本関連資料の配布や日本文化体験コーナーの他、当地鎧愛好団体「侍イベント」の協力による鎧の展示・パフォーマンスを実演。



特設ステージ上で「ジャパン・クイズ」と題した〇×クイズを開催。毎回大勢の参加者が日本の知識に挑戦し、熱気ある闘いが繰り広げられた。



クイズの正解が発表されると会場からは大きなどよめきと歓声が上がった。



南大使よりジャパン・クイズの優勝者にフィギュアが贈られた。



コスプレを楽しむオランダの若者

# JCC主催 アムステルダム国立美術館見学イベント - 日本コレクションへのおさそい

日時：2024年7月5日(金)  
場所：Rijksmuseum Amsterdam (アムステルダム国立美術館) (Museumstraat 1, 1071 XX Amsterdam)  
報告：JCC文化広報部会



JCCでは、文化広報活動の一環として、7月5日(金)にアムステルダム国立美術館 (Rijksmuseum Amsterdam)にて、美術館見学イベント『日本コレクションへのおさそい』を開催いたしました。当日は40名を超える参加者の方にご来場いただきました。

今回のイベントでは、アムステルダム国立美術館学芸部アジア美術課長のメノ・フィツキ氏より、美術館が所蔵する日本関連コレクションの数々をご紹介いただきました。その中には日蘭友好・通商の歴史が色濃く残る漆細工を施した出島のオランダ商館長リスト、17世紀のオランダ商人が持ち込んだ螺鈿、銀箔、金箔、錫箔、金粉が施された巨大かつ豪華な漆箱、19世紀のジャポニズム人気の影響で特注されたのであろう着物風のガウン、日本の茶器、絵画など保管庫所蔵品を含む数多くのコレクションに関する大変興味深い説明があり、こんなにも多くの日本コレクションがあったのか、と皆様から感嘆の声が上がりました。

続いて、展示品のなかでもひととき目立つ仁王像2体(2007年に京都の古美術商から購入)についての説明があり、これに魅せられたアムステルダム在住の彫刻家イック・ファン・ローン氏が登壇、2015年にこの仁王像の故郷である島根県仁多郡奥出雲町横田の岩屋寺(いわやじ、すでに廃寺)を訪れ、仁王像に対する村の人々の歴史や思いを聞き、2018年に岩屋寺に新しい仁王像を返すという「Nio-Mon Project」を立ち上げて以来の活動状況についてご説明いただきました。これは仁王像そのものを寺へ返すのではなく、日蘭のボランティアにより絵付けされたオランダデルフト焼タイルの仁王像を、再建計画中の新しい仁王門内に置くというもので、そのプロジェクトに取り組む彼女の思い、また村の人たちの思いやその活動に、参加者の皆様は感銘を受け、深く聞き入りました。Nio-Mon Projectでは、現在も山門再建のための寄付募集も行っているそうです。(詳しくはHP: <https://english.nio-mon.com/JP-Video-Page>をご覧ください。)

お二人のプレゼンテーションの後には館内見学があり、実際にその仁王像をはじめ、日本コレクションを含むアジアコレクションの数々を見ることができました。フィツキ氏、ファン・ローン氏には参加者からの質疑応答や写真撮影にご対応いただきました。その後は閉館時間まで各自自由観覧となり、実際に説明のあったアジアコレクションの数々と共に、レンブラントの『夜警』やフェルメールの『牛乳を注ぐ女』といった国立美術館が誇る数々の有名作品を鑑賞することもできました。

本見学イベント開催にあたり、多大なるご協力をいただいたアムステルダム国立美術館フィツキ氏およびスタッフの皆様、ファン・ローン氏、そしてご多忙の中、ご挨拶に駆け付けていただいた在オランダ日本国大使館 南大使に改めて厚くお礼申し上げます。



開会のご挨拶 JCC文化広報部会 東島 豊理事



ご挨拶 在オランダ日本国大使館 南 博大使



アムステルダム国立美術館 メノ フィツキ氏



彫刻家 イック ファン ローン氏



日本コレクションの数々



山門再建プロジェクトの様子

デルフト焼の仁王像



仁王像の開眼供養式(2013年)



館内観覧の様子



# JCC 活動報告

## 第50回JCC親睦ゴルフ大会

日時：2024年6月29日(土)  
 場所：Hilversumsche Golf Club  
 (Soestdijkerstraatweg 172, 1213XJ Hilversum)  
 幹事・報告：MUFG Bank (Europe) N.V.



2024年6月29日(土)、第50回JCC親睦ゴルフ大会がヒルバーサムゴルフクラブにて開催されました。当日は天候にも恵まれ、総勢30名の会員企業の方々にご参加いただき、大変盛り上がりのある大会となりました。今回栄えある優勝カップを手にしたのはロジスティードの松尾さん、ベストグロス賞はパナソニックの鈴木さんでした。また、参加企業の皆様に多くの賞品をご提供頂き、ますますの盛会となりました。ご協力頂きました皆様にご場をお借りしてお礼申し上げます。



優勝  
LOGISTEED  
松尾さん(右)

ベストグロス賞  
Panasonic  
鈴木さん



# JCC 活動報告



## JCC主催 ホッケー日本女子代表さくらジャパンvs オランダ代表との練習試合応援ツアー

日時：2024年7月14日(日)  
 場所：Hockey Club Zwolle (Luttekeweg 5, 8031LG Zwolle)  
 報告：JCC生活厚生部会

JCCでは7月14日(日)にホッケー日本女子代表さくらジャパンとオランダ代表との練習試合応援ツアーを行いました。パリオリンピック開催直前の練習試合となり、企画から試合当日まであまり日もない中で会員への参加呼び掛けでしたが、当日は50名を超える多くの方々にご参加いただきました。当日はオランダホッケー協会のご招待で、在オランダ日本国大使館 南大使も会場に駆け付けられました。試合後には大観衆の前での南大使のご挨拶があり、さくらジャパン選手団の皆様にごエールを送られていました。

当日は朝から土砂降りの雨でしたが、試合前には雨もすっかり止み、太陽が照りつけるほどの晴天の中での試合となりました。観客が見守るスタンドでは、改めてオランダにおけるホッケー人気を認識させられるぐらいのファンの熱気に押されましたが、JCCの応援団もそれに負けじと会場の一角を陣取り、日の丸の旗を手に、さくらジャパンを懸命に応援しました。

試合は、FW小早川選手のCAP数50回達成のアナウンスを含め、両チームの選手紹介からスタートしました。さくらジャパンは、パリオリンピックでも金メダルの呼び名が高いオランダ代表チームに序盤から押され、2、3クォーターでは世界の強豪を相手に点数を奪うなど善戦したものの、残念ながら13-1と惜敗する結果となりました。

結果は非常に残念ではありましたが、パリオリンピックで7月28日に予定されているドイツとの一戦に向け、大きな学びがあったと信じています。(パリ五輪ではさくらジャパンは惜しくも予選リーグ敗退、オランダ代表チームは男女ともに金メダルを獲得。) 頑張れ、さくらジャパン!

